

項目	No.	Q	A
対象者	1	・酒粕は商品として販売、問題は精米時の米屑ですが精米を外部委託している場合どう扱いになりますか。	・精米は食品の製造加工の一部であり、米屑は食品廃棄物とみなされます。精米を行っている業者が食品関連事業者となり、再生利用等を行っていただきます。
	2	・排水処理の余剰活性汚泥は食品廃棄物に該当しないと思っているが自信がありません。回答頂ければ有難く思います。	・食品廃棄物には該当しません。
	3	・弊社には油脂製造及び加工について植物性残渣が発生し、場内にある飼肥料加工での再生利用を図りたいが法に触れないでしょうか。	・食品リサイクル法には触れませんが、他法令、例えば飼料を製造する場合は飼料安全法を、肥料を製造・販売するには肥料取締法等がございますのでご確認ください。
	4	・牛乳とか豆乳のような液体廃棄はどの分類に入りますか。動植物性残渣or廃アルカリ、廃酸自治体によって異なっているようですが、統一した分類はないでしょうか。(植残ではないでしょうか)	・食品リサイクル法の場合、牛乳や豆乳のような液体も食品廃棄物に該当します。廃掃法に基づく分類については環境省にお問い合わせ願います。
	5	・対象業者のNo.5で「病院、学校、保育園、福祉施設などで・・・食品関連事業者としてみなしません。」とありますが、先日の某セミナーで防衛庁もこの類と同一の発言がありました。防衛庁も含むと消防署、警察署も対象外となりますか。また、この類は何処まで拡大しますか。	防衛庁や消防署、警察署も含め企業等が職員の福利厚生の一環として、設置者自身が運営しているのであれば、食品関連事業者の対象外となります。食の提供行為が「業」として行われているか否かで考えいなければ、食品リサイクル法の対象かそうでないかが、おわかりいただけるのではないかと思います。
	6	・対象業者のNo.5で「・・・設置者自身が運営しており、治療や教育といったサービスと一体的に食事の提供のみ行われているのであれば、・・・」とありますが、治療や教育といったサービスと一体的に食事の提供をしても外部の食品関連事業者が運営している場合はこの食品関連事業者が対象業者となりますか。	運営を外部の事業者が担っている場合であっても、医療や教育と一体不可分の行為とみなされる場合は、食品リサイクル法の対象とはなりません。法の対象となるか否かは、給食の提供が、法令に書かれている「小売」や「飲食業」とみなされるような形態かどうかで判断されます。例えば、患者用の食事や学校給食の提供が、事実上、弁当の納入と何ら変わらない業形態であるか、病院内や学校内にある食事の場が、飲食店とみなされるようなものであるような場合には、食品リサイクル法の対象になります。
その他	1	・ショッピングセンターノ魚屋さんから排出される「あら」を魚屋の組合が会費を集めて有料回収(各店が回収容器に投入)し、県外の飼料工場に運搬し魚の餌として販売・再生利用している。 これらの行為は環境保護の面からは良いことだと判断していますが、廃掃法の見地から問題があるのでしょうか。 [廃掃法では魚屋の「あら」は事業系一般廃棄物に該当し、廃棄物として処理した場合問題ありと判断] 又、現処理方法は食料法の流れに沿っているものと思われるのですが、食料法を適用させるにはどの様に対処したらよいのでしょうか。ご指導ください。 ・食料法で対応した場合 ・回収費用を貰ってよいのか ・収集運搬に産廃許可は要らないのか ・マニフェストは有価物となるのか、など。	「あら」の処理ですが、廃掃法は地方自治体に権限が下ろされており、判断が委ねられておりますので、それぞれの自治体に確認してください。 また、食品リサイクル法の対応は、廃掃法を遵守した上で行います。ご質問であげられている例については食料法で対処する問題ではなく、廃掃法等で対応していただくものです。
	2	・ごみの廃棄量は自己申告ですか、又、マニフェスト等の提出が必要なのですか？ 又、 自社で焼却処分している物はどうなるのですか。	・食品リサイクル法において、食品廃棄物の発生量や再生利用量等、マニフェスト等の都道府県等への申告はありません。 ・自社で焼却処分しているものは、減量として再生利用等には認められませんので、発生量として計算してください。
	3	・循環型社会を目指すことは大切なことですが環境が整っていないと思います。H18年度20%では目標も低く上げると上記問題が発生してくるのでは家庭生ごみを今後どのように取り組まれるのでしょうか。	・わが国の持続的発展を確保するためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築が必要となっておりますので法の主旨をご理解し、ご協力お願いします。 ・家庭ごみの問題に限らず、今後の取組については、基本方針や制度全体の見直し作業の中で検討していくものであり、現時点でお示しできるものではありません。
	4	・費用あるいは処理した残渣について助成があるのですか。	・運転経費や発酵残渣の処理費用に対する助成という意味でしたら、該当する支援策はございません。
	5	・当工場での生ごみとしては主にみかんの搾汁カスであり、その殆どを廃棄物処理業者に一任、一部は牛の飼料としている。他にリサイクル活用方法はないものかご意見をお伺いします。	・肥料やメタン化にも活用できるのではないかと思います。肥料やメタン化を行っているリサイクル業者に確認してみてください。
	6	・食品リサイクル法を詳しく知らないので産業廃棄物との関連等を知りたい。	・「解説 食品リサイクル法」前・農林水産省 食品環境対策室長 末松広行編著 (大成出版社)をお読み下さい。
その他(追加)	7	・飼・肥料化等の「再生利用」については第三者に委託できるのに、脱水・発酵・炭化等の「減量」を第三者に委託した場合は法に基づく減量とならないのはなぜですか？	①食品リサイクル法における「減量」は、発生抑制とともに、食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るための手法の一つとして位置づけられています。 ②ここでいう「排出」とは、廃棄物を発生させた事業者が、自らの事業場の場外に廃棄物を出す行為であり、その行為を抑制するための手法として位置づけられている以上、「減量」は、必然的に、食品関連事業者が、事業場内において自ら実施する行為ということになります。 ③また、食品リサイクル法における「減量」とは、所定の手法により、食品廃棄物等から水分を取り除き重量を軽減する行為であり、発生した箇所や処理方法が最もエネルギー消費が少なく、環境負荷も最小限に抑えられることは明確です。全てのリサイクル関連制度の基本に位置づけられる「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第112号)の理念に照らし合わせても、発生した事業場内で行うことが制度の趣旨に適合していると判断されます。
	8	・生ごみ処理装置等で製造した堆肥を、肥料成分・安全性・腐熟等未確認の状態でも農地還元した場合でも法に基づく「再生利用」と認められますか？	①改正前の食品リサイクル法の段階から、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成13年農林水産省令第4号)第3条第2項(改正後の省令では第7条第2項)において、「食品関連事業者は、前項の場合において肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法(昭和25年法律第35号)及びこれに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させるものとする。」と規定されています。 ②肥料取締法において、たい肥は、登録でなく都道府県知事への届出のみでよいことになっておりますが、その際に、窒素・リン酸・カリといった最小限の成分等も合わせ届け出るようになっておりますので、成分等が未確認のまま農地還元されたものは、「再生利用」とは認められないこととなります。